

個人情報保護と 防災・防犯に 強いまちづくり

2007年10月開催
常磐地区懇談会資料

お題を
もつと
具体化すると…

**自治会が災害時などに
使用する名簿を作成す
ることについて、どう
思いますか**

「個人情報保護」
というキーワードと
の関連で考える

「個人情報保護」
というキーワードと
の関連で議論する

個人情報保護の

「過剰反応」

が問題化

**自治会・町内会の
「善意」の活動に
支障**

**災害時の
安否確認に
手間取る**

名簿がないので

連絡できない…

**自治会・町内会に
とって名簿作成の
必要性が高くなる**

個人情報保護

に配慮した

名簿作り

「個人情報」

って何よ？

（「個人情報保護法 第2条1項」による定義）

**生存する個人に関する情報
で、氏名・生年月日その他
の記述により、特定の個人
を識別できるもの**

個人情報の 具体例

- ・年収・資産状況
 - ・身長・体重
 - ・交友関係
 - ・学校歴
 - ・病歴
 - ・信仰する宗教
 - ・支持政党
- ・携帯電話の番号
 - ・性格判断/心理テスト
- などなど

他人に
知られても
構いませんか？

**公開されても
構いませんか？**

**自分の知らない
ところで個人情報が
収集・流用・流出
している**

個人情報って
本人のもの
じゃないの？

**取扱いにルール
を設ける必要性
が出てきた**

個人情報保護法 の成立

**自治会・町内会は
個人情報保護法が
適用されるの？**

キーワード：

個人情報取扱事業者

**過去6ヶ月の内、 いずれ
かの日に限った個人情報
が5000人分を越える者**

**5,000件を超える
個人データを保有していない
自治会・町内会は
対象外**

**義務規定の適用がなく
ても、法律の趣旨を踏
まえた適切な取扱いが
求められる**

「個人情報」を
いい加減に
取り扱うと

**民法上の不法行為責任
や刑法上の名誉毀損罪
に問われる場合がある**

個人情報保護法 の趣旨

**個人情報は、個人の人格
尊重の理念の下に慎重に
取り扱われるべきことに
かんがみ、（続く）**

その適正な取扱い
が図られなければ
ならない

**個人情報保護法だけが
情報の共有を
拒む要因なのか？**

**個人情報保護に
関する世論調査
(平成18年9月 内閣府)**

質問：

**防災・防犯のための
個人情報の共有・活用を
どのように考えますか？**

**防災、防犯のためであれば、
必要最小限の範囲で個人情報を
共有・活用してもよい**

59.5%

収集・共有が
全否定されている
わけではない

組長さんへのアンケート

**人権の取り組みに関するアンケート
(NPO法人市民社会研究所・三重県)
協力：常盤地区連合自治会
2005年8月実施**

質問：

**防災・助け合いのための個人情報
を、行政ではなく地域住民が調べ
たり、住民が集めた情報を管理す
ることについてどう思いますか？**

行政が収集管理する方がよい
→ 30%

地域住民が管理する方がよい
→ 13.8%

**住民管理が理想だが、
信頼できない**
→ 23.3%

**信頼される
自治会・町内会
を目指そう**

**自治会・町内会で
名簿を作るときに
注意すること**

**会員の意向を尊重し
納得できるルールを
作りましょう**

粘り腰の姿勢

で取り組む

**話し合いやルール作り
の際に注意すべき
4ポイント（定石）**

19

E

**何に使うのか、
明らかにしましよう**

**自分たちの団体では名簿を
普段実際にどのような時に
使用しているのか、
利用事例と利用目的を整理**

掲載する情報は

必要最小限に

29

E

取得時のルール

を整理

**情報の利用目的や管理
方法などについて説明
し、趣旨を理解しても
らい同意を得る**

39

E

利用方法の ルールを整理

49

DE

管理方法の ルールを整理

おわりに

**個人情報の扱いに
対する考え方は
時代とともに変化**

一人一人
知られたくない
個人情報は異なる

**地域の特性に
よっても異なる**

**大切な個人情報を
有効に活用するこ
との意味を考える**

誰にでもできる

人権尊重活動

ありがとう

ございました